

# 福岡県公報

平成二十二年七月一日  
第三千百三十号  
増刊 (1)

する同条例第二条第一項ただし書の規定により掲示したものを、  
福岡県訓令第十号

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

福岡県知事 麻生 渡

本庁  
出先機関

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) .....

再掲  
(人事課) .....

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令  
福岡県選挙管理委員会告示第九十九号

福岡県選挙管理委員会告示第二十三号(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。  
平成二十二年七月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

三 身体障害者支援施設の頂中

国立福岡視力障害センター	" 西区今津四八二一
国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局福岡視力障害センター	" 西区今津四八二一

改める。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第四条第一項において準用

有給休暇		種類	休暇の種類	事由	期間
年次休暇					
職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	職員の心身の疲労回復等(事由を限定しない。)			必要と認められる期間	任用期間三十日につき一日(任用期間が六月を超えて十月未満の場合にあっては十日)

別表を次のように改める。

別表(第十一條関係)

特別休暇		種類	休暇の種類	事由	期間
年次休暇					
職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	職員が、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合			必要と認められる期間	必要と認められる期間
職員が、地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	親族に応じこの表の附表に定め			必要と認められる期間	必要と認められる期間
職員の親族(附表の親族欄に掲げる親族に限	親族に応じこの表の附表に定め			必要と認められる期間	必要と認められる期間

無給休暇		病気休暇	
特別休暇			
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対する登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	職員が要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	必要と認められる期間	必要と認められるとき
女性職員が出産した場合	出産の日までの申し出た期間（妊娠満十二週以上となる期間に限る。）	必要と認められる期間	必要と認められるとき
生後一年に達しない生児を育てる女性職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	出産の日の翌日から八週間を経過するまでの期間（産後六週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）	必要と認められる期間	必要と認められるとき
一日二回それぞれ三十分以内の期間			

附表

親族  
　　日数

口 祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

備考1 年次休暇期間及び病気休暇期間の算定において、十日未満の間に再雇用された者の任用期間は、両期間を通算する（日を月に換算するにあつては、三十日をもつて一月とする。）。

備考2 この表中「要介護者」とは、次に掲げる者（口に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により一週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子及び配偶者の父母

女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	必要と認められる期間
職員が、その養育する小学校就学の始期に達するまでの子（当該職員の配偶者の子を含む。以下同じ。）の看護（負傷し、若しくは疾にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病的予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき	一年において五日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が一人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間
職員が要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年において五日（要介護者が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間
要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する三月の期間内において必要と認められる期間	一年において五日（要介護者が二人以上の場合にあっては、十日）の範囲内の期間

配偶者														
父母	七日													
子	五日													
祖父母														
孫														
兄弟姉妹														
おじ又はおば														
父母の配偶者又は配偶者のお父母														
おじ又はおば														
孫														
兄弟姉妹														
一日 (職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、七日)														
一日 (職員と生計を一にしていていた場合にあっては、五日)														
一日 (職員と生計を一にしていていた場合にあっては、三日)														
一日														
おじ又はおばの配偶者及び配偶者のおじ又はおば														
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹														
おじ又はおばの配偶者及び配偶者のおじ又はおば														

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。